UTE-1（ULTRA TAMAGO ENGINEER No.1：ウテワン）参加規約

UTE-1（ULTRA TAMAGO ENGINEER No.1：ウテワンを決めるコンテスト）参加規約（以下「**本規約**」といいます）は、ウルシステムズ株式会社（以下「**当社**」といいます）が開催する「UTE-1（ULTRA TAMAGO ENGINEER No.1：ウテワンを決めるコンテスト)」（以下「**本コンテスト**」といいます）に適用されます。

第1条 （本規約の適用）

本規約は、当社と、本コンテストの参加を希望する個人（以下「**参加希望者**」といいます）又は本コンテストへの参加を認められた個人（以下「**参加者**」といいます。また参加希望者と参加者をあわせ「**参加者等**」といいます）との間で、後述の参加契約に至る手続、本コンテストの準備と実施、参加契約終了後の法律関係、及びこれらに関連する事項に適用され、参加者と当社との参加契約（定義は後述）の内容を構成します。参加者等は、本規約、プライバシーポリシー等の本規約に付随する規定・細則又は本コンテストの利用ガイド・マニュアル等の利用案内ドキュメント（以下これらをあわせ「**本規約等**」といいます）の全ての内容に同意した上で、本コンテストに申込み、かつ本コンテストに参加します。

第2条 （本コンテストの内容）

1　本コンテストはオンラインで実施されます。

2　本コンテストの参加者の資格、参加チームの要件、実施日及びタイムスケジュール、実施日までの準備内容、参加要領、課題、ルール、及びその他の具体的な内容は、当社が、本コンテストの申込みと実施のために開設したウェブサイト（以下「**運営サイト**」といいます）にて定めるほか、当社から参加者に対して、第4条の規定にしたがって、電子メールによる通知、その他当社が指定する方法にて随時案内します。またこれら運営サイトの記載と当該案内の内容は本規約等の一部となります。

3　当社は、参加者への予告なく、随時、運営サイトに公表する、本コンテストの内容を変更、修正、改良又は削除することができます。

第3条 （本コンテストへの申込）

1　参加希望者は、運営サイトに定める参加条件欄に記載の条件を満たすメンバーで構成される、同欄記載の範囲内の人数のチーム（以下「**参加チーム**」といいます）として、運営サイト所定のフォームから、当社が定める情報（ここには参加チームのメンバーの個人情報が含まれます。以下「**登録情報**」といいます）を入力して、本コンテストへの参加（以下単に「**参加申込**」といいます）を申し込みます。

2　参加チームの 1 名の代表者（以下単に「**代表者**」といいます）が、参加チームを代表して参加申込をします。なお、同一の参加チームについて、複数の代表者からの申込があったときは、当社は、その裁量で、1 名のメンバーを代表者として指定することができます。参加申込の際に、参加者は、任意のチーム名で申し込むことができますが、第6条5項に定めるとおりチーム名が

公表される可能性があることを認識の上チーム名を選定してください。

3　代表者は、参加申込の前に、参加チームの全メンバーから、本コンテストに参加すること、本規約等に同意すること、及びメンバーの個人情報を当社が収集して利用することについて、同意を得ます。また代表者が、ある参加チームについて参加申込をしたときは、当該同意を得たものとみなします。

4　参加申込に対し、当社が、参加承諾の旨の電子メールを、代表者の電子メールアドレスとして登録された電子メールアドレス（以下「**代表アドレス**」といいます）に発信した場合、その時点で、本コンテストの参加にかかる契約（以下「**参加契約**」といいます）が、当社と参加チームのメンバー全員との間に成立し、参加チームの全メンバーが、本規約上の「参加者」とみなされます。

5　いったん参加契約が成立した後であっても、以下の事実が判明したときは、当社は参加契約を取り消すことができます。この場合、取消の効力は、当社が代表アドレスに宛てて電子メールで発信した時点で生じます。

⑴ 参加チームに参加資格を満たさないメンバーが所属している疑いがあり、当社が代表アドレスに宛てて参加資格を証明する資料の提供を求めても当該資料の提供がなかったとき

⑵ 登録情報に虚偽若しくは誤認を招く情報、又は登録漏れその他の不備があり、当社が代表アドレス宛に通知した日から 3 日以内に是正がないとき

⑶ ある参加者が他の第三者のアカウントを不正に入手し、第三者になりすましている疑いがあり、当社が代表アドレス宛に通知した日から 3 日以内に当該疑いを解消する資料の提供がなかったとき

⑷ その他当社が、ある参加者の参加が不適切と判断したとき

第4条 （本コンテストに関する通知連絡）

1　当社は、代表アドレス宛ての電子メールによる通知のほか、当社が指定する方法により、代表者に対して、参加チームが本コンテストに参加するために必要な事項を通知します。　この通知は、当社が通知を発した時点で効力を有します。

2　参加チーム又は参加チームのメンバーから当社への連絡は、本コンテストのために当社が定めた電子メールアドレス（以下「**当社所定アドレス**」といいます）への電子メール送信または当社が指定するアカウント（以下当社所定アドレスとあわせ、「**当社所定アドレス等**」といいます）への当社が指定する通信方法（例：チャットツール等）にて行います。またこれらの場合、電子メール送信については代表アドレスから、またその他当社が指定する方法については代表者のアカウント（以下これら代表アドレス又は代表者のアカウントをあわせ「**代表アドレス等**」といいます）から発信します。当社が多数の参加者に対して対応する必要があることから、当該記載の方法以外の方法（来訪、お電話その他）による連絡はできません。

3　代表アドレス等から当社所定アドレス等に宛てて発信された電子メール若しくは当社指定の方法による連絡、並びに当社所定アドレス等から代表アドレス等に宛てて発信された電子メール若しくは当社指定の方法による連絡は、すべて、参加チームの全メンバーからの連絡、又は全メン

バーへの連絡とみなします。

第5条 （登録情報の変更及び参加中止）

1　参加チームは、登録情報に変更が生じた場合、速やかに、変更内容の連絡を行います。

2　参加チームは、代表アドレス等から当社所定アドレス等に宛てて電子メールまたは当社が指定する方法で通知することにより、本コンテストへの参加を中止することができます。この場合は、当社が当該通知の受領を確認した時点で、参加契約が終了します。

第6条 （本コンテストの準備と実施）

1　参加チームは、当社から代表アドレス等に宛てて送信される電子メールまたは当社が指定する連絡方法に従い、本コンテストの参加に向けた準備をします。

2　参加チームは、運営サイトに定める本コンテストの実施日において、当社が事前に通知したタイムスケジュールに沿って、オンラインで本コンテストに参加します。

3　参加者は、当社の指定にしたがって、本コンテストへの参加に必要な機器及び OS 等の環境、開発ツールを含めたソフトウェア、インターネット通信環境を、自己の費用と責任で調達し、かつ維持します。

4 当社は、本コンテストの開会式の撮影映像のほか、本コンテストの実施中における参加者に対するインタビューの撮影映像若しくはその他の方法によるコンテスト実施にかかる映像を、ライブ配信及びアーカイブ配信（アーカイブ配信については期限の定めはありません）によって一般公開することができるほか、当社の採用活動、広報活動又はその他の目的で任意の媒体において公開又は利用することができます。これらの映像には、参加者の氏名などの個人情報、又は肖像や容貌若しくは音声が含まれることがあります。また、当社がライブ配信及びアーカイブ配信するためのメディアは、当社が管理するサイトや SNS のみならず、YouTube 等の外部の配信メディアを使用することができます。本項に定める事項については、本コンテストの申込みの時点で参加者が予め承諾したものとみなします。

5　前項のほか、当社は、本コンテスト実施中に、各参加チームの成績、達成度、実行状況について実況中継をし、これをインターネット等で公表することができます。この場合、参加チームの名称については、本コンテストへの申込の際に代表者が申告したチーム名をそのまま使用するほか、実況中継中に参加者の氏名などの個人情報をアナウンスすることがあります。

第7条 （禁止行為）

1　参加者は、本コンテストの参加にあたり、次の行為を行いません。

⑴ 本コンテストで課される課題への回答を公開し、又は他の参加チームの参加者若しくは本コンテストの非参加者に開示すること

⑵ 他者になりすまして本コンテストに参加すること又は参加チームのメンバー以外の者に本コンテストに参加させること

⑶ 当社による本コンテストの実施若しくは他の参加者の本コンテストへの参加に支障を与える方法で本コンテストに参加する行為、又はそのおそれのある行為

⑷ 権限なく第三者の発明、考案、意匠、著作物、ノウハウ、アイディア、営業秘密、及びその他の知的財産若しくは秘密情報を用いて本コンテストに参加すること、又は、その他の方法で当社若しくは第三者の著作権その他の知的財産権を侵害すること

⑸ ウイルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信又は書き込むこと

⑹ 本コンテスト及び本コンテストにおいて利用されているソフトウェアの逆コンパイル、逆アセンブル、若しくは他のリバースエンジニアリング、又はその他オブジェクト・プログラムからソース・プログラムの導出あるいは創作を試みること（ただし、本号の規定は、当社が参加者に開示する、後に定義する開示コードについて適用されるものではありません）

⑺ 前各号のほか、当社又は第三者の財産、信用、名誉、プライバシー等の権利を侵害すること

⑻ 前各号のほか、当社が不正行為と認める行為をすること

⑼ その他本コンテストの運営を妨げると当社が判断すること

2　本コンテストの準備期間又は実施中において、ある参加者において、前項各号に違反する行為又はその他本規約等に違反する行為があったときは、当社は直ちに当該参加者が所属する参加チームの本コンテストへの参加を中止させることができ、本コンテスト実施のためのシステム（以下「**運営システム**」といいます）へのアクセスができないような措置を講じることができます。

第8条 （優勝チームの選定等）

1　当社は、当社がその裁量で定める評価基準に沿って、かつ当社が定めるタイミングで、本コンテストの優勝チームを定めることができます。当社は当該評価基準を公開したり、特定の参加チームに開示したりする義務を負いません。また当社は優勝しなかった参加チームに対して、その理由を開示したり説明したりする義務を負いません。

2　当社は、当社が優勝チームと認定した参加チームに対して、運営サイト記載の賞金を贈呈します。当該賞金の受け渡しの時期、方法及び手続は、当社が優勝した参加チームの代表アドレスに連絡します。

3　当社は、優勝した参加チームに贈呈する賞金については、所属メンバー各自が指定するそれぞれの送金先（メンバー自身の銀行口座）に、次項に定める金額をそれぞれ送金します。なお、当該賞金の贈呈において、源泉徴収その他法律上控除が必要な金銭があるときは、当社はその裁量で控除することができます。

4　優勝した参加チームのメンバーに当社が贈呈する賞金の金額は、メンバーの人数に応じた均等割（1 万円単位）とします。なお、1 万円単位の均等割で割り切れない余剰額については、代表者に贈呈します。また、賞金の受領に関して当該参加チームのメンバーに課税が発生するときは、参加チームのメンバーは自己の責任で税務上の処理をします。

5　いったん当社が優勝と認定した参加チームについても、その後そのメンバーたる参加者において、第 7 条 1 項各号に違反する行為又はその他本規約等に違反する行為があったときは、当社は優勝の認定と賞金の授与の決定を取り消すことができ、この場合、当該参加チームのメンバーは、すでに受領した賞金を当社に返還します。また、当社は、優勝者なしで本コンテストを終えるか、他の参加チームを優勝者として認定するか、いずれかを決定することができます。

第9条 （授賞式）

1　優勝した参加チームのメンバーは、当社が、当該参加チームと協議しつつ当社が最終的に指定する日時において、その事業所で実施する授賞式に出席する義務を負います。また、当社は、授賞式での写真及び動画（当該参加者の肖像が含まれる場合とそうでない場合がありますが、写真及び動画の撮影内容及び選定については当社が決定します）、当該参加者のコメント及びプロフィール、並びに当該参加チームの成果物を、運営サイトを含め、当社が適切と考える媒体で公表することができ、この点については第6条4項の規定を適用します。

2　前項の公表については、本コンテストの申込みの時点で参加者が予め承諾したものとみなします。

第10条 （著作権等）

1　本コンテストにおいて当社が提供するすべてのコンテンツ並びにこれを構成する情報、画像、音声及びソフトウェア等の構成要素（以下「**提供コンテンツ等**」といいます）の著作権は、当社に帰属します。参加者は、提供コンテンツ等の全部又は一部の複製、改変、公衆送信、その他の行為をせず、本コンテストの参加以外の目的のために提供コンテンツ等を使用しません。

2　前項に加え、本コンテストにおいては、参加者は、オープンソースソフトウェアとして公表されているソースコード（以下「**開示コード**」といいます）を当社が改変したものを使用します。この場合、参加者は、開示コードに適用されるライセンスの条件を遵守します。

3　本コンテストにおいて参加者が当社に提出した成果物（以下単に「**成果物**」といいます）にかかる著作権（著作権法第27条、第28条に定める権利を含みますが、開示コードとして原著作権者に著作権がある部分を除きます）については、参加者への対価の支払を要することなく、成果物の提出時に参加者から当社に移転するものとします。この場合、参加者は、当該成果物に関して、当社及び当社から利用許諾を受けた第三者に対し、著作者人格権を行使しません。ただし、参加者は、成果物を公開したり、第三者に使用させたり開示したりせず、自ら又は同じ参加チーム内において、非公開で利用することができます。

第11条 （秘密保持）

参加者等は、本コンテストの実施前か、本コンテストの実施中か、本コンテストの実施後かを問わず、当社の書面による事前の承諾を得ることなく、本コンテストに関連して当社から開示され若しくは知り得た情報、及び本コンテストに関連した当社との連絡通信の内容を第三者に開示又は漏洩しないものとし、また、本コンテストの参加以外の目的のためにこれを使用しません。

第12条 （本コンテストの一時的な中断、中止）

1　次の各号のいずれかに該当する場合、当社は、参加者に対する事前の通知なく、本コンテスト又はその準備プロセスを一時的に中断することができます。

(1) 運営システムに障害が生じた場合、本コンテスト実施日の前に必要な点検を行う場合、又はその他運営システムの運用上やむを得ない場合

⑵ 本コンテストの参加について、セキュリティ上のリスクが判明した場合

⑶ 本コンテストの実施が、第三者の知的財産権等を侵害する旨の疑義又は主張があり、当該侵害若しくはこれに伴う損害の回避、予防又は軽減のために必要又は適当と判断される場合

⑷ その他当社が、中断が必要と判断した場合

2　当社は、前項各号の事由が一時的なものにとどまらないと判断した場合を含め、技術上、商業上又は法律上正当な理由があるときは、本コンテストの実施を中止することができます。この場合、当社は、代表アドレス等に宛てて、7日前までにその旨を通知します。 また、やむを得ない理由がある場合は、当社は、当該通知期間を本コンテスト開始時間の1時間前まで短縮することができます。

3　当社は、前二項に定める事由により本コンテストの実施若しくはその準備において中断が生じ、又は本コンテストが中止されたことによって、参加者に損害が生じたときも、理由の如何を問わず一切の責任を負いません。

第13条 （免責）

1　当社は、本コンテストについて、以下の事項を保証せず、これらの事項によって参加者等又は第三者が損害を受けたとしても、何ら責任を負いません。

⑴ 運営サイト又は運営システムへのアクセスが常にできること、アクセスに中断（中断時間の長短を問わない）、表示若しくは反応速度の低下が生じないこと

⑵ 運営システムにおいて動作又は操作に障害、不備、又は不完全性が生じないこと

⑶ 運営システムにおいてデータが保存されている場合、消失、改ざん、漏えい又は損傷が生じないこと

⑷ 本コンテストの実施又は運用が、第三者の知的財産権その他の権利を侵害しないこと、又は侵害の主張が生じないこと

⑸ その他本規約において明示的に保証していない事項

2　参加者は、本コンテストへの参加に関し、代表者若しくは参加チームの他のメンバーとの間で、又は第三者の間でトラブルや紛争が生じた場合、すべて自己の責任と負担において解決するものとし、当社はこれらについて何ら関与せず、かつ一切の責任を負いません。

第14条 （反社会的勢力の排除）

1　参加者等は、以下の事由を保証します。これら保証に反する場合、当社は、何らの催告なしに参加の申込みをお断りし、又は参加契約を解約することができます。なお、以下の各号において「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団類似団体、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、若しくはその他の犯罪若しくは暴力を特色とする集団の構成員若しくは準構成員をいいます。

⑴ 現在反社会的勢力ではないこと、又は過去にも反社会的勢力ではなかったこと

⑵ 反社会的勢力と、資金関係、協力関係、又は支援関係にないこと、過去にもなかったこと

⑶ 自ら又は第三者を利用して、相手方に対して、詐術、暴力的行為又は脅迫的言辞を用いるな

どしないこと

⑷ 自身又はその親族が反社会的勢力である旨を他者に示したことがないこと

2　当社は、前項に基づく解約を行ったことについて、参加者等に損害が生じたとしても、一切の損害賠償を負担しません。

第15条 （再委託）

当社は、自己の責任において、本コンテストの企画、準備、実行、実行後の行為を含め、本コンテストに関する業務の全部又は一部を、参加者等の承諾を得ることなく第三者に再委託（再々委託を含みます）することができます。

第16条 （準拠法・紛争解決）

1　本規約は、日本法に準拠し、同法に基づいて解釈されます。

2　本規約等及び本コンテストに関連して当社と参加者等との間で生じた紛争については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とします。

第17条 （お問い合わせ等）

1　本コンテスト又は本規約に関するお問い合わせ又はご相談の方法と連絡先については、参加者については、第 4 条に定める方法に限定し、またその他の方については、運営サイトに記載の「お問い合わせ」の欄に記載したメールアドレスへの電子メールに限定します。当該記載の方法以外の方法（来訪、お電話その他）によるお問い合わせはできません。

2　当社は、お問い合わせについて、自己の実際の営業時間内でこれらを受け付け、対応します。お問い合わせ者から頂いた質問については、回答に調査を要する場合、当社の業務状況、その他の理由により返答に時間を要する場合があります。

3　当社は、既に回答した事項に関してお問い合わせ者が同一のご質問を重ねる場合、お問い合わせ者のご質問が本コンテストに関係しない場合、お問い合わせ者のご質問が主として当社を困惑させ若しくは当社の業務を妨害する意図があると客観的に見られる場合、対応をお断りすることがあります。

第18条 （本規約の改定）

1　当社は、次の各号の一に該当する場合には、参加者等の承諾を得ることなく本規約を改定することがあります。この場合、本コンテストの参加条件は、改定後の本規約によります。

⑴ 本規約の改定が、参加者等の一般の利益に適合するとき

⑵ 本規約の改定が、参加契約の目的に反せず、かつ、改定の必要性、改定後の内容の相当性及びその改定内容その他の改定にかかる事情に照らして合理的なものであるとき

2　当社は、前項に基づき本規約を改定するときは、その効力発生日の 1 週間前までに、本規約を改定する旨及び改定後の本規約の内容並びにその効力発生日を、運営サイトにおいて公表するほか、代表アドレス等へ通知するように努めます。

3　改定の効力発生日後に参加者等が本コンテストに申込をし、又は本コンテストを利用したとき

（ここには本コンテストの参加のための当社への問い合わせ等の連絡行為、その他本コンテスト参加のための準備行為が含まれます）、当該改定に同意したものとみなします。

第19条 （存続事項）

参加契約が終了した後、又は本コンテストが中止若しくは終了した後であっても、本規定の第4条、第6条4項、第7条、第8条5項、第10条、第11条、第12条3項、第13条から本条は、なお有効に存続します。

以上